

局長

一九五四年四月十日  
第三種郵便物認可  
(火、金曜日)週二回発行

第五回議會(臨時)

自第一號 一九五五年二月十四日  
至第六號 一九五五年三月五日

立法院會議錄 (一)

# 公報

號外 一九五五年六月十三日

## 第五回議會(臨時)

〔自第一號〕 一九五五年二月十四日  
〔至第六號〕 一九五五年三月五日

## 立法院會議錄

才五回議會(臨時) 琉球立法院會議錄

才一號

一九五五年二月十四日(月曜日)

議事日程才一號

午後二時開議

才一 會議錄署名人の指名

才二 会期の件

才三 常任委員選任及び変更の件

才四 予算及び立法勸告の件

○本日の會議に付した案件

日程才一 會議錄署名人の指名

日程才二 会期の件

日程才三 常任委員選任及び変更の件

日程才四 予算及び立法勸告の件

午後二時三分開議

○議長(大浜国浩君) 才五回議會は本日(臨時)を以て開會されました。これより本日の會議を開きます。全員出席であります。

才一に諸般の報告を申し上げます。瀨長龜次郎議員、安谷屋周良議員は、皆さん御承知の通り失格をいたしました。瀨長議員の失格に伴う補欠選挙の結果、仲本為美氏が当選されたので、御紹介申し上げます。

○仲本為美君 昨年十二月五日、十八

才一號(一九五五年二月十四日)

選挙区特別選挙におきまして、当選いたしました仲本為美でございます。どうぞ皆さん宜しく御指導をおねがいたします。

○議長(大浜国浩君) 仲本議員の議席は立法院規則才二条によりまして前任者の席十三番であります。(仲本為美君着席)

諸般の報告

一九五五年二月十四日(月)

才一 議會運営委員会申合事項

才二 行政主席メツセージについて

才三 右回答文

才一 議會運営委員会申合事項

1 立法院法才三十二条の規定により、各議員の所属党派を明らかにする必要があるもので、議長までその所属を届出ること。異動が生じた場合も同様とする。

2 案件に対する賛否の討論は、各党派の代表が演壇で行うものとする。

3 議會運営委員会は、議會運営の便宜上各派交渉会的性格を有する

○議長(大浜国浩君) 次に議會運営委員会の申合せにより、議長において了承する事項を申し上げます。申合せ事項については別紙刷物によつておねがいたします。尚その他の報告についても別紙刷物によつて御了承おねがいたしますのであります。以上で諸般の報告を終ります。

行政主席官房長	一九五五年二月
立法院事務局長	一九五五年

ものとする。従つて各委員は、その所属各派を代表し、そこでの全会一致の決定は、各派ともそれを遵守する義務を有するものとする

才二 官総才九三三

一九五五年二月十二日

行政主席官房長 比嘉秀伝  
立法院議長 大浜国浩殿

行政主席メツセージについて  
行政主席は、二月十四日(月)、立法

院において予算メツセージをお送りしたい所存でありますので、予め貴院の御都合を承わりたいと存じます。これについて、何分の御回答を下されば幸甚に存じます。

才三

琉立議才六五号の一  
一九五五年二月十二日

立法院事務局長 高山 悟

行政主席官房長

比嘉秀伝殿

行政主席メツセージについて

一九五五年二月十二日附官総才九三三

の主題に関する書簡受領致しました。

御申越の件については二月十四日の本

會議においてお願い致したいと思いま

すから、同日午後三時半に本會議に御

臨席下さいますよう。

右回答します。

○議長(大浜国浩君) 直ちに議事に移ります。日程才一、會議錄署名人を指名いたします。立法院規則才八十六条の規定に基づきまして、四番議員(天願雄治郎君)、二番議員(仲宗根巖君)御両名を御指名いたします。

○議長(大浜国浩君) 日程才二、会期の件三議題といたします。この点につきましては議長において議會運営委員会に諮りましたところ、二月二十八日まで、十五日間が適当だということになっております。それにつきまして皆さんの御意見を伺いたいと存じます

○新里銀三君 会期の件につきまして

才三二 協同組合中央金庫の資本金増額方陳情(右同)

才三三 パスターミナル内施設費に対する補助金交付申請について(右同)

才三四 製糖工場設置認可に関する請願(右同)

才三五 軍用地訴訟審理費用補助金交付申請書(右同)

才三六 野国総管記念建設補助について(右同)

才三七 軍用地の賃借料について(軍使用土地特別委員長報告)

才三八 軍用地の無期限使用料一括払の阻止方に関する陳情(軍使用土地特別委員長報告)

才三九 煙草消費税法の一部を改正する立法案(立法案才一号)三読会

才四〇 一九五五年度一般会計才入才出予算補正案(立法案才二号)三読会

才四一 議員管外出張期間延長に対する旅費支給方承認に関する陳情

才四二 閉会中における議員の管内派遣承認に関する陳情

才四三 立法院規則案(議会運営委員会継続審査要求案件)

才四四 外資導入に対する陳情(経済工業委員会継続審査要求案件)

才四五 デビス商会の企業認可申請に対する再反対陳情(右同)

才四六 農業研究指導所及び普及事業の琉球大学移管問題に就いて

才四七 西表島日本国有林野権利譲渡について(右同)

才四八 食糧米の輸入許可について(右同)

才四九 タクシーのステツカ再交付方に関する陳情(右同)

才五〇 伊江島真謝西崎部落の立退きに関する陳情(軍使用土地特別委員会継続審査要求案件)

才五一 伊佐浜の土地立退きについて(右同)

才五二 軍使用土地主の生命財産の保護方について(右同)

才五三 演習地域内での火器使用禁止方要望について(右同)

才五四 伊江村真謝区の立退きに関する善処方要望と報告について(軍使用土地特別委員会継続審査要求案件)

才五五 松田軍使用地に対する使用料の再評価改訂について(右同)

才五六 軍用地に関する補償法の制定方と米議会への代表者派遣方促進について(右同)

才五七 日本政府公費琉球学生増員方陳情に関する決議案(当山真志新里銀三發議、決議案才十四号)

才五八 立法院代表の米國派遣に関する決議案(大山朝常發議、決議案才十七号)

才五九 布告才二十六号撤回要求決議案(大山朝常發議、決議案才十六号)

才六〇 才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乗組員の救援に関する決議案(大鴻喜三郎發議、決議案才十五号)

才六一 行政主席の渡米に関する決議案(軍使用土地特別委員長報告決議案才八号)

才六二 土地収用に関する請願決議案(軍使用土地特別委員長報告決議案才三号)

才六三 土地収用家屋立退き指令撤回要求決議案(軍使用土地特別委員長報告決議案才六号)

才六四 比嘉主席不信任に関する決議案(行政法務委員長報告決議案才二号)

○本日の会議に付した案件

日程才一 観光協会への補助金交付方について

日程才二 観光ホテル建設実現方について

日程才三 工業金庫設置に関する陳情

日程才四 台風被害調査官派遣方に関する請願

日程才五 護岸工事に関する請願

日程才六 河川護岸復旧に関する請願

日程才七 中央農業研究指導所移轉候補地について

日程才八 茶園設置補助金交付方について

日程才九 白水河川護岸及びビイナダ

水出井堰水路工事並びに農道修築について

日程才一〇 水害救済について

日程才一一 白水河川護岸工事並びに農道修築工事に関する陳情

日程才一二 政府道編入方に関する陳情

日程才一三 護岸工事復旧方に関する陳情

日程才一四 政府道路編入認定方について

日程才一五 重要復旧工事及び農村基建設の施設方について

日程才一六 農林水産倉庫設置補助金交付方について

日程才一七 味噌醸造企業保護育成について

日程才一八 碎石業者の保護育成について

日程才一九 電話架設方に関する陳情

日程才二〇 伊江村川平突堤拡張について

日程才二一 沖繩遺族連合会への補助金追加申請に関する陳情

日程才二二 沖繩傷い軍人会の予算増額方に関する陳情

日程才二三 観光事業に対する補助金交付方に関する陳情

日程才二四 島守の会運営費に対する補助金交付方について

日程才二五 福祉会館の建設費補助について

日程才二六 災害対策費を政府予算計上方について

才六号(一九五五年三月五日)

日程才二七 溜池設置助成陳情

日程才二八 杯業経営指導員設置陳情について

日程才二九 水道敷設の早期実現方について

日程才三〇 菓加工品増設補助申請について

日程才三一 協同組合中央金庫の資本金増額方陳情

日程才三二 パスターミナル内施設費に対する補助金交付申請について

日程才三三 製糖工場設置認可に関する請願

日程才三四 軍用地訴訟審理費用補助金交付申請書

日程才三五 野国総管記念碑建設補助について

日程才三六 軍用地の賃借料について

日程才三七 軍使用地に対する無期限使用料一括払の阻止方に関する陳情

日程才三八 煙草消費税法の一部を改正する立法案

日程才三九 一九五五年度一般会計才入才出予算補正案

日程才四〇 議員管外出張期間延長に対する旅費支給方承認に関する陳情

日程才四一 閉会中における議員の管内派遣承認に関する陳情

日程才四二 立法院規則案

日程才四三 外資導入に対する陳情

日程才四四 デビス商会の企業認可申請に対する再反対陳情

日程才四五 農業研究指導所及び普及事業の琉球大学移管問題に就いて

日程才四六 農業研究指導所及び普及事業の琉球大学移管問題について

日程才四七 西表島日本国有林野権利譲渡について

日程才四八 食糧米の輸入許可について

日程才四九 タクシーのステツカ再交付方に関する陳情

日程才五〇 伊江島真謝西崎部落の立退きに関する陳情

日程才五一 伊佐浜の土地立退きについて

日程才五二 軍使用土地主の生命財産の保護方について

日程才五三 演習地域内での火器使用禁止方要望について

日程才五四 伊江村真謝区の立退きに関する善処方要望と報告について

日程才五五 松田軍使用地に対する使用料の再評価改訂について

日程才五六 軍用地に関する補償法の制定方と米議会への代表者派遣方促進について

日程才五七 日本政府公費琉球学生増員方陳情に関する決議案

日程才五八 立法院代表の米國派遣に関する決議案

日程才五九 布告才二十六号撤回要求決議案

日程才六〇 才三清徳丸乗組員に対する

射殺事件の調査並びに乗組員の救援に関する決議案

日程才六一 行政主席の渡米に関する決議案

日程才六二 土地収用に関する請願決議案

日程才六三 土地収用家屋立退き指令撤回要求決議案

日程才六四 比嘉主席不信任に関する決議案

諸般の報告

一九五五年三月五日(土曜日)

決議案

(午後七時開会)

○議長(大浜国浩君) 開会いたします。全員出席であります。諸般の報告をいたします。報告は御手元にお配りしてあるところの刷物によつて御諒承願います。

才一	決議案	文	豊見城村々民大会	一九五四年 一〇月二日	受
才二	決議案	文	市町村土地委員会連合会 評議員会	一九五四年 一月一八日	受
才三	決議案	文	日本共産党中野区 本町通り細胞	一九五四年 二月六日	受
才四	決議案	文	沖繩青年連合会 会長 瑞慶覧長仁	一九五四年 二月三十一日	受
才五	決議案	文	奄美大島労働組合評議会 完全復興と生活を守る会	一九五五年 一月七日	受

更の上原肇氏に対しては何の証拠もないのに一年の懲役を押しつけた、これだけではなく人民の力によつて豊見城村長に当選した、又吉一郎氏を逮捕し不当な裁判に附することにより吾々豊見城の村政を攪乱している。

こうして民主主義の名の下に一切の祖国復讐勢力に対する常識では考えられない弾圧がなされ強制土地取り上げに反対する者、低賃金に反対する者、人権無視に反対して闘う者に対して兇暴な圧迫がなされている。

才六号 (一九五五年三月五日)

問題であります。軍用地問題の解決は急ごうとしても急がれません。一九五二年の講和発効後今日まで幾多論議しつくされ、議会においても決議が数回に及ぶようになつて参つておりますがアメリカの琉球における軍用地の使用については、この布令によつて宣言しておりますが、アメリカの土地使用者の宣言に伴い、我々琉球人の財産上の保護はそれに反比例して後退しているといわなければならぬのであります。これは要するに我々住民自体の土地を保護する立法がないのが大きな原因だと本員は考えるのであります。従つてこゝにおいて去つた通常議会の閉会の時継続審議をおねがひした場合も委員会はその点を検討しているといわれが、この住民の土地の適正使用価格を出すための立法措置に対して検討を加えられ、どの程度審議しているか、又その立法措置がとられるように進めているのであるか。最近この軍用地問題に対する立法上の声があつて参つておりますが、この点は如何なる状態にあるのであるか、この二つをお伺ひいたしうございませぬ。

○議長 (大浜国浩君) 休憩いたします。

(午後八時五十一分休憩)

(午後八時五十三分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開いたします。

○大山朝常君 立法措置については去年の定例議会で土地特別委員会に継続

審議付託になりましたが、この問題を検討いたしました。審議中に主席の米國派遣の問題が出たのであります。それで米國派遣をなすならば、諸資料或いは応急的なものを是非作らなければならぬがどんな状況であるかということとをききまして、若しそうならば住民代表或いは地主代表も送らなければならぬといつたような結論を得ましてそれで三者でそういう要求を作らうといつたような話を進めまして、小委員を挙げまして、補償要項の代案はできております。その前に若しこの補償要項がどういう程度に米國に持つていつて効果を發揮して来るかどうか、そのうちにこの補償要項を骨子として中心として立法しようといつたような意見にまとまりまして、一応補償要項にとまつてゐる訳であります。それで適正価格の問題であります。適正価格については、例えば土地の場合には日本においては純粹に賃貸料としておりますが、沖繩は日本或いは土地の応い諸外国とは事情を異にしますので、そこに設けたところの労務費といつたものも価格の中に入れていつたような考えの下に、価格を決めて行こうといつたような基本的な考え方はもう既に出来上つております。以上お答えいたします。

○星克君 本案の趣旨には全面的に賛意を表するものでありますが、一、二字句のことについてお伺ひしたいと思つております。才一番目に標題でございませぬ。

が、撤回という言葉が使用されているようであります。布告は法規でございまして、一旦公布になつた布告を撤回するといふことは、どうしても考えられないのでございませぬが、これをどう解決していただけるか。次は要求という言葉でございませぬ。本問題の中には後に要望という言葉が使用されておるのではありませんが、これは同義であると思つておられます。要求といふことは回答の権利の主張でありまして、要望とは自ら異なるものであらうと思つておられます。立法に布告などの廃止若くは撤回を要求する法的な権限は考えられないのであります。多分これは要望の誤りじやないかと思つておられます。どうお考えであるか。この二点をお伺ひしたいと思つておられます。

○大山朝常君 撤回という意味は廃止といふことを考へております。それから要求と要望とは意義の差はあります。要求が強くつたら要望でも結構だと思つておられます。

○新里銀三君 本案に全面的に賛意を表するものであります。文面の内容に、言葉の意思表示と申しませぬ。これが余り適当な文句を使つていないものもありません。この文面の内容の字句の訂正を議長に一任して、可決してもらうよう希望するものであります。

○新垣金浩君 直ちに採決になりますので、希望を申述べておきます。只今

委員長の方から御報告によつてよく分りました。委員会でも真剣に取組んで問題処理のために前進しつゝあることではあります。我々がアメリカの統治権に基く布令撤回やその撤回要望をする上には、それに伴う我々住民の権利を保護する立法は最も重要だと思つておられます。我々は土地使用者の立場から来る所謂布告の撤回を要求する上には、自ら住民側の財産権を保護する立法が早急に望ましいので、これについては実現方をもつと真剣に付託された案件とも取組んで貰うよう希望を申述べて、更に先程委員長のいわれた軍用地の地代の決定に對する要望についても、もう一つ見解を大きく持たなければならぬ。というのは即ち今検討を進めようありますところの軍用地の地料問題が、所謂地主側の所有者の利益のみを中心とした所謂自己所有上の生産価値のみに重点が置かれておりますが、本員はこの問題に對しては、更に一歩進んでアメリカの東洋に於ける琉球の軍事基地としての使用価値、この使用価値は今持つてゐる土地の価格を決定する上に於て非常に重要であるのであります。那覇に於ける土地の賃貸価格や農村に於ける価値は、そのものをもつてゐる人の価値からするならば、もとよりこれもその所有者の使用価値に基いて、農村は農村、都市は都市というその受ける収益の価値からして算定されるのであります。我々琉球の地位は、都市とい

才六号 (一九五五年三月五日)

わす農村といわず山地といわず山のつべん土地、所謂琉球の土地はこの土地一合がアメリカのドルに該当するものだという風に本員は琉球の土地のアメリカ統治者の使用価値といふものが非常に大きなものであるといふことを考えます。是非この点は今後のこの軍用地代の決定の上にもつと検討を進められて、住民財産の保護我々住民の福祉のために大いに御研鑽あらんことを希望を述べまして、本案に賛成を表するものであります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (大浜国浩君) 六番議員 (新里銀三君) の動議は成立いたしました。従つて、動議の通り質疑討論を終結して採決いたします。日程才五十九布告才二十六号撤回要求決議案を原案通り可決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議があるようであります。採決いたします。御賛成の方は挙手を願ひます。

(挙手多数)

多数であります。休憩いたします。

(午後九時五分休憩)

(午後九時六分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開いたします。先程の採決の手續を取消して更になさいませぬ。日程才五十九布告才二十六号撤回要求決議案を原案として可決することに御異議ございませんか。

御異議ないと認めます。よつて左様決定致します。なお字句の修正は議長に委して貰ふことにします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大浜国浩君) 日程才六十について委員会の審査を省察することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつて委員会の審査を省察します。日程才六十才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乗組員の救護と関する決議案を議題といたします。休憩いたします。

(午後九時七分休憩)

(午後九時十分再開)

○大湾喜三郎君 提案理由を申上げる前に先ず本文を朗読いたします。

(決議文朗読)

決議案才十五号

才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救護に関する決議案

右の議案を決議する。

一九五五年三月五日

大湾喜三郎

立法院議長 大浜 国浩殿

委員会審査省要書

本員参議の才三清徳丸乗組員に対する調査ならびに乗組員の救護に関する決議案については、立法院法才四十三條

才四項但書の規定に基き委員会審査の省察を要求いたします。

一九五五年二月五日

発議者 大湾喜三郎

立法院議長 大浜 国浩殿

才三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救護に関する決議案

去る三月二日午後二時頃、琉球列島魚釣島附近東経一二三度一三分、北緯二五度四十八分の地点で、沖繩佐敷村馬天区四班当真政庸氏所有の漁船才三清徳丸(一五ト)が青天白日旗(台湾の蔣介石政府の国旗)を掲げたジャング船二隻におそれられ才三清徳丸の乗組員九名のうち二名が射殺され四名は行方不明になつたという事件が新聞紙上で報道されている。

この事件に關して、行政府当局の正式発表はまだないが難を恐れて脱出した三人の乗組員(金城夫助氏、玉那覇善一氏、安里良夫氏)の談話として新聞紙上に報道されていると事実の通りであれば、この事件は人権問題として、領海の問題としても、国際的な性質をもつ極めて重大な事件である。

才三清徳丸をおそつた怪船について、アメリカ政府並びに行政府当局も鋭意打撃をつけておられることであるが、新聞は真相もまだ明らかにされないうちから「単なる海賊の仕業ではなく、中共側の政治的謀略ではないかと「怪ジャング船は国府軍ではないだろう」という勝手な推測を下し(三

月四日沖繩タイムスタ刊) はなはだしくは、「清徳丸赤いジャングの欺し射ちで六名を失う」という軽々しい断定的な記事すらお見せしている(琉球新報三月四日夕刊ふんじろう欄) 新聞にのせられてゐるような一方的な態度と推測でこの事件にのぞむならば事件の真相は決して明らかにされないであらう。

何よりも大切なことは事実を客観的に且つ正確にとらえることである。さもければ行方不明の乗組員の救護もできず事件の責任の追求もできない。

そうならばわが沖繩県民は人権を無視され、命をなくしても、泣きぬいりするよりほかになくなる。

事件は国際的な要素も含み重大であるだけに厳密な調査を必要としている。この調査で厳密を期するためには、国際連合その他の国際的な諸機関の協力も得なければならぬと考へる。

よつて琉球政府立法院は国際的な諸機関の協力をうけつゝ事件の真相を明らかにし行方不明の同胞を救ひ事件の責任を追求するために、閉会中も特別委員会を設置し、この事件に關する一切の審理を付託する。

一九五五年三月五日

琉球政府立法院

質をもつております。それだけに事の重大さは、私がこゝで喋々するまでもなく皆さんがよくおわかりのこと、思います。さてこのような重大な問題が才三清徳丸の事件によつて新聞紙上でも大きく取り上げられておりますが、実はこの種の問題は以前にもかなり起つていたように聞いております。糸満の漁夫が台湾近海で所属不明の怪船に襲われ、乗組員は全部ダンプルに押し込められたまゝ漂流させられ、その間に二人が死し、生残つた乗組員は中華人民共和国に救い上げられて危いところで生命拾いをし、日本々土に送つてもらい、そこから沖繩に送られて来たという事件がありました。これは新聞にも載つておりましたし、皆さん記憶に残つていらっしゃる方もあろうと思つております。詳しいことは古い新聞を調べた方がありますが、こういう事件があつたことは事実であります。ところでこの事件の場合糸満の漁民を襲つた怪船はどの船か漁民をダンプルに押し込めて二人を死に至らしめたのはどの船であるか、はつきりしてはいないのではありません。いや、いや、いや、はつきりさせられていないというのが分つてゐることであります。というのは、我が沖繩の統治権を持つてゐるアメリカ政府も、又比嘉行政府も、なぜかこの事件に關して、掠奪的な海賊行為と殺人行為を行つたものがこの誰であるか積極的に追求する態度が見られません。二人の漁民を殺し生残つた

才六号 (一九五五年三月五日)

漁民も危いところで生命拾いをしたというこの重大事件に關し、アメリカ政府や比嘉行政府が真相を明らかにしようとしなかつたことは、片手落といふよりもむしろ無責任さを感じさせられます。そういう点、この事件の場合事の真相は追究されずうやむやに葬られた形になつております。台湾近海でこのような掠奪的な行為の災難を受けた人々は又他にも相当あると聞いております。この事については、私も噂に聞いていただけで確実なことは知りませんが、それが表面に現われて来ないのはそれ相場の理由があると考えられます。と申しますのは、台湾近海で掠奪を受け、これを訴へ出ても沖繩では不法出人間の罪で軍事裁判に付される心配があり、このような心配があるために、被害者は海賊的な掠奪を受け、表面切つて抗議しないで泣き入りしてゐる実情であると考えられるのであります。併し、これは嘘を基にした話ですが、ともあれ今度の才三清徳丸の事件の他にも先に申上げましたような確かな事実が少くとも一つはあつたといふことを申添えておきます。併し今度の才三清徳丸事件の場合は前の事件とは違つております。その違ひの目立つのは八重山の尖閣列島の近くであつたといふこと、琉球列島のすぐ側で事件が起つておるといふこと、あります。さて決議案の中に示してあるように、新聞では中共側の政治的な謀略ではないかとかの報道がなされて

いるのであります。勿論アメリカ政府当局や比嘉行政府当局までも、この新聞の報道のように全く根拠のない推測で調査を進めてゐるとは考えられませんが、若し才一このような根拠のない一方的な推測に基いて調査が進められるならば、事件の真相は恐らく迷宮入りをして明らかになれないのではなかつたかと考えられます。新聞報道の推測や根拠が薄いといふのは皆さんもお気づきのこと、思ひます。新聞の推測は才三清徳丸を襲つた怪船二隻が堂々と青天白日旗を掲げていたという事実と更に今一つこの事件の発生する前に国防軍艦が尖閣列島に寄港したことがあつたといふ報道に基いてゐるようです。青天白日旗を使用しているのは台湾に逃げ延びた蔣介石政府より他ありません。新聞の報道によるとこの青天白日旗を堂々と掲げていたからには、これは中華人民共和国のわざとしたことであらう。若し台湾の船が海賊船なら青天白日旗は掲げていないであらうといふ推測がなされてゐるようであり、このような推測の仕方は果して根拠のある推測といえるのでありませうか。それは根拠あるものとはいへないばかりか、むしろ青天白日旗を掲げていたといふことは台湾に所属する船だと推測される以外の如何なる資料も提供しません。人によつては国旗を堂々と掲げた船がこんな不法をするかと思ふ人があつても知りませんが、こういうことは普通にあることではありません。

例えば南朝鮮の李承晩政府が対島海峽で日本の漁船を公然と拿捕した事件が一昨年来頻々としてあつたことは皆さんも新聞紙上で御覧になつて記憶に残つてゐると思ひます。この李承晩政府が公然と堂々と日本漁船を次から次へと拿捕したといふ厳然たる事実は何を物語るでありませうか。又どの国に所属するといふ事がはつきり分るような軍服を堂々と着けているのが殺人暴行を働いたといふことは何処でもあつた例だといふことは、皆様がよくお分りのことでもあります。この事件を若し新聞報道のように推測して、この兵隊がAといふ国の軍服を着てゐるといふことから、この人はこの軍服の示すA国ではなくて、高官や報道もその政治的謀略だと云つた日にはこれこそ可笑な事になりはしないでしょうか。それこそ全く物笑いになるのであります。次に新聞によるとこの事件の発生する前に台湾政府に属する軍艦が尖閣列島に寄港したといふことですが、この事実は怪汽船が台湾政府に所属しないだつと推測する根拠には全くなりません。むしろ私としては蔣介石政府の軍艦が我が沖繩の島にこのように自由に入入りできるというこの事実をむしろ不安を抱かされたやうな気がいたします。現在沖繩の領海は合衆国軍艦によつて管理されてゐるために、台湾の軍艦が沖繩の境界にこゝも自由に入入してゐるとは全く私も気が付かなかつたことでした。アメリカ政府と

蔣介石政府の間に相互援助条約があることはよく知つておりましたが、蔣介石の軍艦が自由に沖繩の島に寄港してゐるといふことは恥しいことながら私自身も知らないことでした。去る二月十九日の突風で行方不明となつた漁船を探すのに台湾の軍艦が来たといふのは台湾の艦船は自由に沖繩近海で動いてゐるといふ事実を物語るものであつて新聞の推測の仕方は全く常識外れであると言わなければなりません。最近新聞でも風雲をはらむ台湾海峡などと煽動的に台湾の問題はよく報道されてゐるために、今度の才三清徳丸の事件もすぐあれこれと推測されたし、宣伝されたりする危険性が十分に存在してゐます。それだけに今度の事件についての調査と責任の追及には物事の判断を誤らない慎重さが必要であると考へられます。若し私たちが客観的な事実を見ないで、推測に基いて宣伝に躍らされた場合、それこそ行方不明になつてゐる漁民を救い出す術もなくなり、沖繩県民の人権を守ることができなくなる虞れが十分にあります。問題はこれが沖繩県民の基本的人権にかゝるものであると同時に、国際的なものであるだけに事件の糾明には慎重なものでなければなりません。こゝで特に調査すべきことは、事件の発生した地点は台湾の基隆の殆ど真東に當つており、台湾海峡とは反対になつております。台湾海峡といふのは台湾の西、台湾と中国との中間の海峡を言ひます。地図を

才六号 (一九五五年三月五日)

開いて見まするとはつきりしますが、事件の発生した魚釣島附近は台湾海峡ではありません。台湾を中心にして見た場合、事件の発生した地点は、台湾海峡とは全く反対側にあります。基隆を中心にして見た場合に、中国大陸は西側にあり、事件の発生した地点はその反対側、東側であります。こういう地理上の位置を見た場合に、怪汽船が何処から来たか明らかに判断が仕難いのであります。ではこの事件を処理するに當つて先ず才一に大切なことは決議案にも示してあるように、偏見や先入観で推測で物事を判断するのでなく、客観的な正確な事実を基いて、物事を判断するといふことになつなければなりません。この事件に關してジョンソン首席民政官と比嘉主席が二十四日会見した際ジョンソン首席民政官は、事件の起つた尖閣列島にアメリカ海軍及び空軍が出動して、海空からの調査を進めてゐるので、調査が分り次第連絡する。琉球政府から調査団を派遣する必要はないことを明らかにしたと新聞は報じております。私共といたしましてもアメリカの軍当局が事件を正確に糾明して下さるものと期待してゐるのであります。住民を代表する琉球立法院といたしましても、住民の人権と生命の安全にかゝることであるだけに、あらゆる面から正しい情報と資料を集め、この事件を糾明するようにしなければなりません。その際軍当局、行政当局も情報と資料の提供をおねが

いすると同時に、又地点が国際的なところであるだけに、国際的にもあらゆる諸機関に事件の調査、乗組員の救援を要請することが必要だと考えます。勿論私共は軍当局や行政当局の調査に期待をかける訳でもないのですが、それだけに十分に調査をする力が足りない場合もあります。アメリカ当局でも神様ではない以上事実の調査に間違いや不十分さはあり得ることなので、私共としましては、特に現在主権のない私共としては国際的な諸機関に事実究明についての援助をおねがいすべきだと考えます。事件が重大であるだけに、特に偏見や先入感を持たない客観的な正確な事実を確かめるためにも、国際連盟とか、日本政府とかの諸機関の力を借りつゝアメリカ軍当局にも協力して頂きながら、立法院独自の調査を進める必要があると思ひます。そうすることによつて立法院としては県民の人権改善、海上の安全を守り得ると考へるのであります。以上提案の理由を説明申し上げます。

○議長 (大浜国浩君) 説明は終了しました。質疑討論に移ります。休憩いたします。

(午後九時三十分休憩)

(午後九時三十一分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開致します

○星克君 こういう不祥事をきいてまことに遺憾であり、立法院としてもできるだけの措置を講ずべきことは衆議院者と全く同感であります。本案に対し

て御質問をしたいと思ひます。説明にもございましたが、国際的な諸機関の協力を受けて、事件の真相を明らかにするといふのが特別委員会設置の趣旨となつてゐるようであります。もう一つは事件の責任を追求するためということであり、立法院が果してこの二つの趣旨をいかなる方法を以て真相を明らかにし、如何なる手段を以て事件の責任を追求するか、この具体方策を承りたいと思ふのであります。

○大湾喜三郎君 御質疑御もつともであります。今先も御説明申し上げました通り、単に清徳丸事件だけじゃなしにすでに去年もこういう風な事件が台湾海峡で発生いたしました。日本へ送還されてゐる事実もあります。我々はこういう風な調査を進めるには、一応政府当局や、或いは比嘉行政府の当局にも当りまして、更に被害を受けておられる人達、或いは運搬船で持つていかれた人達にもよくその真相をきき質されて事實は残らずはつきりしなければ、日本国の統治者にも或いはこれにも書いてあります通り、国際連合本部にも問合ふ必要があるのではないかと考へる次第であります。先程説明いたしました、台湾海峡あたりでしばしば怪ジャングに襲われたといふ事実をきいておられますが、政府にはそういう風な連絡はないかも知れません。一応立法院としてもこれを救済すれば積極的に十分な努力をし得るのではないかと考へるのであります。次に事件の責任追求

と申しますのは、どこの国でやつてい  
るかということがはつきりいたします  
れば、そこに対しても損害賠償その他  
の請求とか抗議すべきは抗議すべき  
やないかと思つております。

○新里銀三君 発案者に質問いたしま  
す。本案につきましてはラジオ新聞等  
の報道によりまして、方々でこういう  
むごい目にあつたことにつきましては  
同情するものであります。この決議案  
も内容は良いものでありますが、重ね  
て一応質問いたします。一つ、表題が  
才三清徳丸事件調査並びに乗組員救済  
に関する決議案であります。内容に  
入りまして、これはかりでなく、台湾  
附近に沢山あつた問題を調べていき  
たいことではあります。これは一  
体こればかりでなく、全体の海賊事件  
を全部立法院で調査するという意味で  
あるかどうか。二番目、こういう事件  
即ち刑事事件であります。刑事事件は  
司法警察官及び検事が調査することが  
立法上の建前であるし、又その職務権  
限も付与されておりますが、この処理  
等につきましては警察官の職責を我々  
は付与されておられません。これに関  
する権限、司法警察官及び検事等の職務と  
立法院の関係であります。次は調査は  
比嘉主席が調査してないという話が  
最初ありましたが、あとからやつてい  
るようなことをいつておられますが、果  
してやつていないか、はつきりきつた  
のであります。次は責任追求であり  
ます。責任を追求する事件の責任を追

求する相手が、日本人又は沖縄人であ  
れば才判の管轄に属しており、その責  
任を追求するのは裁判官と申すのであ  
ります。又国際的な問題であれば今こ  
れは軍が占領しておられますので、軍と  
の関係がありますが、果して裁判も軍  
或は国際裁判をやる、立法院で責任を  
追求する権限等についてその相違する  
点、或は見解についてお伺いいたしま  
す。

○大湾喜三郎君 台湾問題或いはその  
他多数あるという見込みを書いてあ  
りますので、すでに過去においてそう  
いう風な事件があるからで、それを引  
例してやつておられます。

○新里銀三君 これは議題外になる訳  
ですね。表題が無視されてある訳です  
が、表題通りではない訳ですか。

○大湾喜三郎君 表題通りです。

○新里銀三君 そうであれば二番の刑  
事事件と見做すか、その調査を立法院  
がどうするかというような疑問点があ  
るように思つておりますが、勿論これ  
は刑事事件であります。警察の方で  
もお取調べになるでございましょうが、  
むしろ問題は対外的な問題政治的な問  
題が多分に含まれておられますし、と申  
上げるのは例えば中共がやりましょが  
或いは蒋介石の方がやりましょが、  
この問題がはつきりしますれば、我々  
はこれに対して当然抗議を申し込み、  
損害賠償を要求しなければいかんた  
らうと思うのであります。更に行政府  
でなされてないようなことをおつしや

才六号 (一九五五年三月五日)

感謝決議案と更に沖縄における土地、  
人権問題に関し、日本から調査団派遣  
を要望する決議案の二件については直  
ちにこれを日程に追加して立法院法才  
四十四条才一項の規定に基づき、中間報  
告を求めます。更に同条才項によりま  
して、直ちに院の会議に於て審議する  
よう動議を提出いたします。(拍手)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (大浜国浩君) 只今の動議は  
賛成でありましたので成立いたしました  
ります。休憩いたします。

(午後九時五十四分休憩)

(午後九時五十分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開いたしま  
す。直ちに動議の採決を行います。行  
政法務委員会に付託した国際人権連盟  
日本自由人権協会並びに日本弁護士連  
合会に対する感謝決議案、及び沖縄に  
於ける土地人権問題等に関し、日本か  
ら調査団派遣を要望する決議案のこの  
二件を日程に追加し、立法院法才四十  
四条才一項の規定に基づく行政法務委員  
会の中間報告を求め、更に同条才二項  
に基づいて院の会議に於て審議したいと  
いう只今の二十五番議員(中里猛君)の  
動議に賛成の方は挙手を願います。

(挙手十一名)

十一名であります。少数であります。  
よつて不決いたしました。次に日程  
才六十一行政主席の渡米に関する決議  
案を議題といたします。委員長の報告  
を求めます。

○大山朝常君 日程才六十一行政主席  
才六号 (一九五五年三月五日)

つておりましたが、そうではないので  
あります。それは前回の事件が去年八  
月に起つた事件がその他にありますが  
これに対するはつきりした報告はない  
のであります。而してこれに対する処  
置も未だにこれがなされてないのであ  
ります。それを私申し上げているのであ  
ります。それから更に責任追求、裁判  
の権限についてお伺いいたします。

○大湾喜三郎君 くり返して申し上げま  
した通り、その犯罪を起した国に対す  
る責任追求であります。

○新里銀三君 事件の真相を明らかに  
することになつております。内  
容を申し上げますと、これは司法警察官  
や検察庁の職務権限だと思つ、更に責  
任を追求すると思つて、これは裁判  
の権限だと思つて、立法院はこう  
いう事件の真相を明らかにすることか、  
責任を追求するということにつきまし  
て、立法院のやるその法の根拠或いは  
何もこのかにこれを規定していると思わ  
れますか、御伺いいたします。

○大湾喜三郎君 かゝる重要な問題は  
立法院としても放置できないのであり  
ます。例えばすでに御承知の通り立法  
院によつて軍用地特別委員会を組織  
して全面的に善処してあるのでありま  
す。

○議長 (大浜国浩君) 休憩いたしま  
す。

(午後九時四十三分休憩)

(午後九時四十分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開いたしま  
す。

の渡米に関する決議案でございますが  
これはさつきの日程才五十八の場合と  
同じく、継続審査の中にも入れまして  
継続審査をお願いしておりますし、な  
おこの問題につきましては、予算等が  
伴いますので発議者の意を酌んで撤回  
いたしたいと思つております。

○議長 (大浜国浩君) 日程才六十一  
行政主席の渡米に関する決議案は、発  
議者の意を酌んで委員長から撤回を要  
求しておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めますので撤回をいた  
すことにいたします。

○議長 (大浜国浩君) 日程才六十二  
日程才六十三を一括上程いたします。  
委員長の御報告を求めます。

○大山朝常君 日程六十二、六十三に  
ついて御説明申し上げます。土地の収用  
に関する請願決議案及び土地収用家屋  
立退指令撤回要求決議案に関する審査  
報告書を御覧になつて頂きます。

(報告書及び修正案朗読)

土地収用に関する請願決議案及  
び土地収用家屋立退指令撤回  
要求決議案に関する審査報告書  
一九五五年三月四日の本会議におい  
て、本委員会に付託になつた決議案才  
三号「土地の収用に関する請願決議案」  
及び決議案才六号「土地の収用家屋の  
立退指令撤回要求決議案」については  
三月五日の委員会において一括審議い

たしました結果、別紙の通り委員会修  
正案を上程することに決定致しました  
右報告致します。

一九五五年三月五日  
軍用地特別委員会  
委員長 大山 朝常  
立法院議長 大浜 国浩殿

土地収用に関する請願決議  
琉球政府立法院は、一九五四年四月三  
十日決議才三号「軍用地処理に関する  
請願決議」をもつて、「現在アメリカ  
台衆国軍隊の土地は早急に解放し、且  
つ、新たな土地の収用は絶対に避ける  
こと」を全会一致で決議し、更に同年  
八月三十日決議才十一号をもつて、宜  
野湾村伊佐浜他三箇部落の土地取上げ  
及び家屋の立退き、真和志市銘苅、古  
島両部落の立退き並びに三和村喜屋武  
の土地取上げについて、その中止方を  
請願いたしました。これら両請願に  
対しては、一九五四年十一月一日附の  
貴諭をもつて「合衆国基地のための土  
地は必要ならば取得しなければなら  
ない」旨回答が与せられました。而して  
その後も依然として土地の収用が行わ  
れ、あるいは行われようとしています  
即ち伊江村真謝、西崎両部落に対する  
射撃場のための立退きと久志村一帯の  
山林に対する海、陸、空総演習場の  
指定がござります。しかしながら  
土地の収用及び部落の立退きによつて  
住民の生活が破壊され、住民が苦境に  
追いこまれることは厳たる事実であり  
住民の意に反してこうたことが行わ

ることは当院の黙視し得ざるところ  
であります。従つて当立法院としまし  
ては、住民の生活と権利を擁護する立  
場からかゝる収用の中止方を強く要望  
いたさねばなりません。

宜野湾村伊佐浜他三部落の農耕地十三  
万坪は、沖縄において他に類を見ない  
肥沃な土地であつて、四部落五百五戸  
(一、三、四一人)の殆んどがこの土地  
のみに依存して生活しておりますが、  
土地収用が強行されることによつて、  
その中の二百三十六戸(一、三、四一人)  
が全く耕地を失ひ、生活の途が閉ざれ  
てしまひます。殊に伊佐浜部落の場合  
部落全体が耕地皆無の状態になる由で  
ありますから、その前途は誠に暗黒た  
るものがあります。農地のみを生活の  
よりどころとしている農民にとつては  
農地を失ふことは生命を断たれること  
より苦痛であることは、農民の等しく  
訴えている所でありまして、射米の生  
活の保障もなされない現状では、その  
苦痛は一入だと言わねばなりません。  
伊佐浜においては、婦人が切々其の事  
情を訴えて土地取上げに對し猛烈なる  
反対を叫んで陳情しているが、家長  
的觀念の根深く残つている沖縄の農村  
において、この様に婦人が叫ばねばな  
らなくなつた事実こそ、這般の事情を  
物語つているものと思われるのであり  
ます。

更に一九五四年九月以来、軍民両政府  
より数回に亘つて現地住民との間に  
いて協議が重ねられた伊江村内飛行機

す。

○大湾喜三郎君 休憩中にお話があり  
ました通り、本決議案の才三清徳丸乗  
組員に対する射殺事件の調査要求決議  
案を変更いたしました。内容に對しまし  
ては議長に御一任するように要望いた  
します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (大浜国浩君) 休憩いたしま  
す。

(午後九時四十分再開)

○議長 (大浜国浩君) 再開致しま  
す。

○大湾喜三郎君 今さつき議長へ一任  
しました内容の点はこの線に沿つた内  
容を盛つて頂きました。宛名は国際連  
合本部、国際人権連盟、日本政府及び  
米国民政府副長官におねがいします。

○議長 (大浜国浩君) それからも一  
つ、私我先程言い忘れましたが、特別  
委員会設置の件についてはこれを削除  
することでありまして、それでは  
只今十四番議員(大湾喜三郎君)の御  
希望の通り決して宜しうござりますか  
(「賛成」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めますので、その通り  
決します。

○中里猛君 動議を提出いたします。  
昨日の本会議で行政法務委員会に付託  
されました国際人権連盟、日本自由人  
権協会並びに日本弁護士連合会に對する